**ふるさとのを育み木と暮らすまち条例**

前文

第１章　総則（第１条―第９条）

第２章　遠野産材等の利用の促進に関する施策（第10条―第15条）

附則

森林は、木材生産はもとより、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止や、土砂災害や洪水の防止等による国土の保全、水源の涵養、多種多様な動植物の育成及び生息の場の提供の他、市民の憩いの場でもあり、極めて貴重な多面的機能を有している。

更に、先人によって拓かれ、育てられてきた森林から木を伐り出し、運搬し、木材の供給等を行ってきた人々の活躍は、林業及び木材産業を盛んにし、現在の豊かで安定した経済社会の実現に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年の人口減少、過疎化、少子高齢化の進行や長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により、林業及び木材産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、その状況の推移によっては、森林の有する多面的機能の低下が生じる恐れがあるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、市域の約８割を森林が占める本市においては、森林の多面的機能とその森林から得られる木材等の重要性を改めて認識し、「伐って、使って、植える」という森林資源活用のプロセスを繰り返しながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、市民等の協力の下、森林の有する多面的機能の維持及び遠野産材等の利用の促進に取り組む必要があることから、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、遠野産材等の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、遠野産材等の市内における加工と利用を促進し、付加価値の向上及び需要の創出を図り、もって林業及び木材産業の持続的かつ、健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「遠野産材」とは、市内の山林から伐採・搬出された木材をいう。

(2) 「遠野産材製品」とは、遠野産材を原料として市内で加工された木材製品をいう。

(3) 「遠野産材等」とは、遠野産材及び遠野産材製品をいう。

(4) 「森林の有する多面的機能」とは、森林の有する土壌の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。

(5) 「森林所有者」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第２条第２項に規定する森林所有者をいう。

(6) 「林業事業者」とは、森林施業（植栽、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。

(7) 「木材産業事業者」とは、木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

(8) 「建築関係事業者」とは、建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(9) 「木質バイオマス」とは、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のうち木材からなるものをいう。

（基本理念）

第３条　遠野産材等の利用の促進は、市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携により行われなければならない。

２　遠野産材等の利用の促進は、本市の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、遠野産材等の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

２　市長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び岩手県と連携を図るよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第５条　森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の整備及び保全が図られるよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第６条　林業事業者は、基本理念にのっとり、遠野産材の積極的な利用、森林の整備及び保全、人材の育成並びに遠野産材の安定的な供給が図られるよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第７条　木材産業事業者は、基本理念にのっとり、遠野産材等の積極的な利用、遠野産材等の流通の推進、人材の育成及び遠野産材等の新たな用途の開発が図られるよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第８条　建築関係事業者は、基本理念にのっとり遠野産材等の積極的な利用、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成が図られるよう努めるものとする。

（市民及び事業者の協力）

第９条　市民及び全ての事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能について理解を深めるとともに、遠野産材等の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第２章　遠野産材等の利用の促進に関する施策

（遠野産材等の利用の促進）

第10条　市長は、遠野産材等の利用促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市内の建築物等における遠野産材等の利用に関すること。

(2) 遠野産材等のブランド化及び需要拡大に関すること。

(3) 地域づくりにおける遠野産材等の利用に関すること。

(4) 木質バイオマスの利用に関すること。

(5) 計画的な利用及び再生産を図るための森林整備の促進に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、遠野産材等の利用に関すること。

（市の建築物等における遠野産材等の率先利用）

第11条　市長は、遠野市公共建築物木材利用促進基本方針に基づき、率先して遠野産材等の利用に努めるものとする。

（人材の確保及び育成）

第12条　市長は、林業又は木材産業を担う人材を確保及び育成するため、研修等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市長は、木材を活用した建築物を建築するために、必要な知識又は技術を有する人材の確保及び育成に努めるものとする。

（普及啓発）

第13条　市長は、市民が木材を利用する意義を学ぶ機会の確保、遠野産材等に関する情報の発信その他の遠野産材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　市長は、児童及び生徒が森に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能についての理解を深めるために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（遠野産材等の利用における連携支援）

第14条　市長は、遠野産材等の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が木材流通等で連携するよう支援に努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条　市長は、遠野産材等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

　この条例は、公布の日から施行する。